

労働省	C
00	h
	6

婦勞
一般

GAa1/1

8-15-16

資料

五年十二月

(五十六)

労働省婦人少年局栃木職員

女子の職場施設についての勧告基準試案

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館

01077628

女子の職場施設についての勧告基準 試案

この基準は、女子労働者が雇われている事業場において、労働者が気持よく働き、健康を守り、能率を増進させるために必要な職場施設の主なものについてその望ましい基準を示すものであります。

一、床

○立業に従事する作業場の床は、左の各号により構成すること。

1 床は、板ばり又はすのことし、床がコンクリートである場合においては、板ばり、すのこ板を備えること。

但し、湿潤のおそれのある作業場で排水の必要ある場合においては、すのこその他適当な措置を講ずること。

2 右の床、すのこ、敷物等は平らなものとし、且つ安全な状態に保持し、常時清潔に保つこと。

二、椅子

○大部分の労働時間が立業で占められている業務に従事し、就業中しばしば坐る機会のある労働

者に対しては、左の各号によつて椅子を設けること。

1 できるだけ背のついた、掛心地のよい、身長に適応した椅子を設けること。

2 便利な位置に設けること。

3 椅子の数は、労働者が有効に利用できるものとする。

三、飲用水施設

○事業場には左の各号によつて飲用水設備を設けること。

1 労働者の飲用に便利な場所に分散的に設けること。

2 飲用水は、公共団体の水道より供給されるものを使用し、私設の水源を用いる場合には公共団体等の水質検査をうけ、これに合格したものを使用すること。

3 有害物、汚水等による汚染防止の措置を講ずること。

4 常に清潔を保持すること。

5 高温の作業及び重労働の作業に従事する労働者に対しては微温湯及び食塩を与えること。

6 共同のコップは避けること。紙製コップ又は飲用噴水が望ましい。

7 労働者が常に利用できる数を設けること。

四、便 所

○事業場には左の各号によつて便所を設けること。

- 1 労働者の使用に便利な位置に設けること。
- 2 男女用に区別し、建物に間仕切りを設け、その出入通路は別にし、男女別を明示すること。
- 3 便所の数は有効に利用できるものとする。
- 4 便所の入口には外部から遮蔽の措置を講ずること。
- 5 入口には自動開閉扉を設けることが望ましい。
- 6 外来者用便所を別にすることが望ましい。
- 7 各個の便所には締め具のある扉をつけること。
- 8 間仕切りは、充分遮蔽できるもので換気のため天井及び床に接しないものを設けること。
- 9 床及び腰板は、不透水性の材料（セメント、タイル、焼レンガ等）を使用し、木材の場合は、不透水性塗料（ペイント、ニス、ラッカー）を施すこと。
- 10 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- 11 不透水性の便器を設けること。
- 12 流水式の手洗施設を設け、清浄な水を十分供給すること。
- 13 採光は自然の光線だけでは不十分な場合が多いから或程度人為の光線を使用すること。

14 換気の方法としては外気に解放された窓が望ましい。

15 掃除人を傭うこと。

16 掃除には消毒剤を使用すること。

17 共同の手拭を使用してはならない。

18 便所及び便器は、これを清潔に保ち、汚物は適当に処置すること。

五、手洗い洗面施設

○女子労働者の多い事業場には左の各号により手洗い洗面施設を設けること。

1 労働者の利用に便利な位置に設けること。但し、便所に附設しても差し支えない。

2 女子専用のものをつくること。

3 清浄な水を供給すること。

4 鏡を設けること。

5 採光、照明及び換気の措置を講ずること。

6 常に清潔を保つこと。

7 共同の手拭は使用しないこと。

六、休養施設

(一) 休憩施設

○事業場には左の各号によつて休憩施設を設けること。

- 1 掛心地のよい椅子、ベンチ、長椅子等休憩の施設を設けること。
- 2 テーブル、喫煙用具を設けること。
- 3 便利な位置に設けること。但し、衛生上有害な作業場においては作業場の外に設けること。
- 4 労働者が有効に利用できる数を設けること。

(二) 休養室(所)

○事業場には左の各号によつて休養室又は休養所を設けること。

- 1 労働者の使用に便利で便所から適当な距離のある安静な位置に設けること。
- 2 男女別に設け、男女別を明示すること。
- 3 労働者が横になるのに必要な用具(疊、寝椅子、ベット等)を備えること。
- 4 生理時に必要な用具及び材料は実費をもつて入手できるよう備えること。
- 5 外部に対し遮蔽の措置を講ずること。
- 6 常に清潔を保つこと。
- 7 疾病感染予防の措置を講ずること。

8 保温、採光及び換気の措置を講ずること。

(二) 睡眠(仮眠)所

○夜間睡眠の必要ある場合又は就業の途中仮眠の機会のある場合は、睡眠又は仮眠の場所を設けること。

- 1 労働者の使用に便利で便所から適当な距離にある安静な場所に設けること。
- 2 男女別に設け、男女別を明示すること。
- 3 寝具・蚊帳その他睡眠に必要な用具を設けること。
- 4 暗幕その他睡眠を容易ならしめる措置を講ずること。
- 5 常に清潔を保つこと。
- 6 疾病感染予防の措置を講ずること。
- 7 保温、採光及び換気の措置を講ずること。

七 食事施設

○事業場には、左の各号によつて作業場の外に食事の場所を設けること。

- 1 食卓及び坐食の場合の外労働者が食事をとるための椅子を充分備えること。
- 2 採光及び換気の措置を講ずること。

3 清潔を保持すること。

4 湯茶を充分供給すること。

八、更衣施設

○身体又は被服を汚染するおそれのある作業場及び事業場において制服又は作業衣に着替える必要のある場合には、左の各号によつて更衣室又は更衣所を設けること。

1 男女別に設け、男女別を明示すること。

2 労働者の使用に便利で便所から適当な距離のある位置に設けること。

3 有効な遮蔽の措置を講ずること。

4 衣服保管の措置を講ずること。

5 更衣の時衣服が汚れない様な措置(疊・ござ・清潔な板敷等)を講ずること。

6 更衣に必要な面積のあること。

7 適当な採光、保温及び換気の措置を講ずること。

九、入浴施設

○身体を汚染する作業場にはなるべく入浴の施設を設けること。

1 脱衣場及び浴室は男女別にすること。

2 必要な用具(はけ・桶・洗面器等)を備えること。

3 採光及び照明の措置を講ずること。

4 浴室には清浄な水を使用すること。

5 水はけの措置を講ずること。

6 なるべく鏡を備えること。

7 なるべくあがり湯を設けること。

十、授乳施設

○生後満一年に達しない生児を持つ婦人の多い職場には、心地よい授乳室を設けることが望ましい。
5。

1 比較的安静な別室とし、又は作業場の外に設けること。

2 陽光が充分射入し、床及び壁は保温的な構造にすること。

3 育児に必要な用具(壘・椅子・ベット等)を備えること。

4 冬期には暖房装置を設けること。

5 周囲は明るく悠やかな緑地帯とすることが望ましい。

